

知財活用支援事業(権利化支援)

令和5年度公募のご説明

知的財産マネジメント推進部

大学知財支援グループ

令和5年3月10日



科学技術振興機構

本資料の構成

■「権利化支援」の概要

■申請～審査について

- ・ PCT出願支援
- ・ 指定国移行支援

■支援中・支援終了について

「権利化支援」の概要

「権利化支援」の目的

- 科学技術振興機構(JST)では、平成15年度より大学等の外国特許出願の支援を開始し、大学等における知的財産戦略の策定及び知財マネジメントの強化に向けた総合的な支援を行っています。

- 「**権利化支援**」では、海外への技術移転を想定した特許に対して、実際の外国特許出願の手続きを通じて、申請機関が出願及び海外展開のノウハウを蓄積することを目的としています。
得られた知財収入を大学等の知財体制の整備・充実等に充てることで、各大学を中心としたエコシステムを形成し、自律した知財マネジメントを構築することが期待されています。

- 国の定める「知的財産推進計画」のもと、大学等発ベンチャー、中小企業が事業実施に必要な外国における権利取得の促進を目的とします。特に、大学等発ベンチャー等を通じて研究成果の事業化を図る特許への支援を進めます。

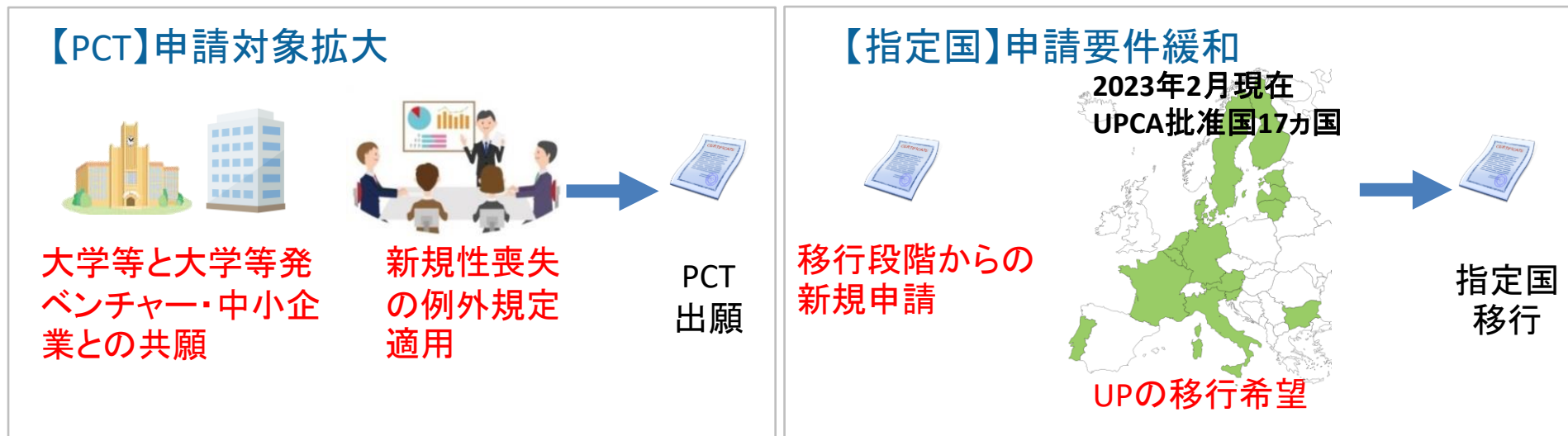
令和5年度の主な改定

□ PCT出願の支援対象拡大

- 大学等発ベンチャー、中小企業との共同出願のうち大学等持分を支援対象に追加
- 新規性喪失の例外規定を適用した基礎出願に基づくPCT出願を支援対象に追加

□ 指定国移行段階の申請要件緩和、支援国拡大

- PCT出願支援には申請せず、指定国移行支援段階からの新規申請が可能
- 欧州単一効特許(UP)を移行希望国に追加



令和5年度の主な変更点

項目	変更内容	令和5年度 4月の新規申請から適用
5. 支援概要 (1)支援の対象	対象の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等発ベンチャー、中小企業等との共同出願を基礎出願とする外国特許出願について、大学等の負担分について支援の対象とします。 ・新規性喪失の例外規定を適用した出願に基づく外国特許出願について支援の対象とします。 ・指定国移行段階からの新規申請を支援の対象とします。
5. 支援概要 (1)支援の対象	欧州単一効特許(UP)を移行国に追加	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州単一効特許(UP)および統一特許裁判所(UPC)の運用開始に伴い、UPへの移行を支援対象とします。
7. 知的財産審査委員会 (3)審査委員会への参加	委員会参加の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> ・申請機関以外の拠点から参加する場合は申請機関においてセキュリティの対策を講じてください。 ・参加回数が十分と認められる申請機関については接続テストを任意とします。
申請添付様式1 発 明概要	記載内容の一部変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定国移行段階からの新規申請の追加に伴い、申請の種類のうち【再申請】を【再/新規申請】に変更します。 ・【再申請】の際の「PCT審査時のJST申請番号」の欄を削除します。

「権利化支援」では

- ・ 国公立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校 (**大学等**) が出願人となる国内基礎出願に基づく外国特許出願について、**大学等保有のまま**外国特許出願に係る**費用の一部(8割)を支援**します。
- ・ 申請案件には、1件ごとにJST担当調査員がつき、先行技術調査を踏まえた申請機関への発明ヒアリング、特許性・有用性に関する調査等を踏まえ、**権利強化や活用のための助言**等を行います。
- ・ 外部有識者から構成される知的財産審査委員会では、実用化を担う企業の視点から技術移転や事業化へと繋がる可能性が高い「質の高い特許」を出願するための支援を目的に、申請案件における**特許性評価・技術評価に関する支援**及び出願内容や出願要否等を含む**権利化に関するアドバイス**等を行います。

支援対象・期間

・支援対象

大学等で生まれた研究成果に関する国内基礎出願に基づく外国特許出願のうち、大学等が出願人となつて行う**国際特許出願(PCT出願)及びその国内移行手続き**

- 一 **公共的機関※との共同出願**を基礎出願とする外国特許出願も支援対象

※ 国、地方公共団体、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人、認可法人、公益財団法人、公益社団法人、医療法人、一般財団法人、一般社団法人

- 一 **民間企業との共同出願**を基礎出願とする外国特許出願も支援対象

注1 公共的機関または民間企業の共同出願の場合、大学等の持分比率(持分比率と費用負担割合が異なる場合は、いずれか小さい方)が50%以上であることとします

注2 公共的機関及び民間企業は、共同出願人であっても、申請機関となることはできません。



・支援期間

PCT出願: **基礎出願日から3年が経過した年度の翌年度6月末日まで**

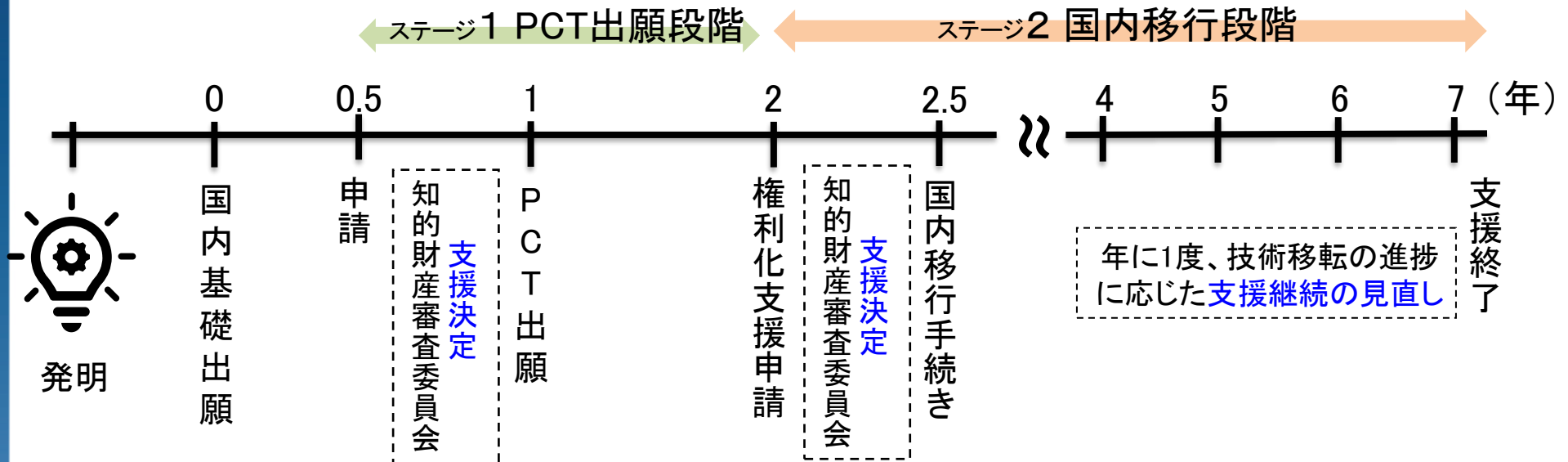
国内移行手続き: **基礎出願日から8年が経過した年度の翌年度6月末日まで**

主な申請要件

- ・ 申請担当者は、「**知財部門**」の方（権利化支援は知財部門が主役）
- ・ 共同申請の場合は、代表する大学等の一機関（代表申請機関）が申請（単独申請の場合は、申請機関＝代表申請機関）
- ・ 代表申請機関としての新規申請は、**年間30件**まで
 - － 共同申請機関としての申請、継続申請、否受理・取下は30件に含まない
- ・ 公募は一年を通じて実施
 - － 電子公募システム（<https://u-pas.jst.go.jp/app/mng/login/init>）より電子申請（電子公募システムの利用には機関登録が必要です。）
 - － 「PCT出願支援」への申請は**優先日から6か月後まで**
 - － 「指定国移行支援」への申請は**優先日から24か月後まで**

権利化支援のスケジュール

- 権利化支援は、PCT出願段階、国内移行段階の2ステージ方式



- 権利化支援は、大学等の外国特許出願を2ステージ方式で支援
 - PCT出願支援を受けていても、国内移行段階の支援を受けるためには改めて申請が必要
 - 令和5年度より、**ステージ2の国内移行段階からの新規申請が可能**に
- 知的財産審査委員会で特許性・有用性を審議し、支援の可否を決定
- PCT出願・国内移行手続き中の出願に関する費用の一部を支援

申請～審査について

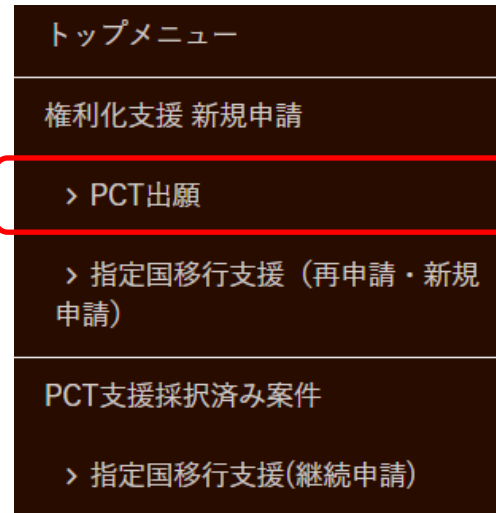
- PCT出願支援
- 指定国移行支援

申請時の主な提出資料 (PCT)

■ 電子公募システムで作成する申請書

※ トップメニューのここから入力

(電子公募システム)



■ 添付ファイル

※ファイルは、1つの圧縮ファイルにまとめて添付

- 様式1: 発明概要
- 様式2: 技術移転体制等の概要 または
- 様式4: 大学等発ベンチャー起業の概要

※既存企業への技術移転を目指す場合には「様式2」、

起業する大学等発ベンチャーへの技術移転を目指す場合には「様式4」、

既存企業、起業ベンチャーの両方の技術移転を計画する場合は、より有力などどちらか一方を提出

- 基礎出願の出願書類一式

※新規性喪失の例外規定適用の場合は、

特許庁提出書類の写し(新規性喪失の例外証明書)

公知内容の確認できる冊子・論文等 を提出

- 先行技術文献

様式1：発明概要の補足(1) (PCT)

2. 申請前調査結果

- ・ 申請に当たっては、国内基礎出願についての事前調査が必要です。
- ・ ここに記載した文献を、先行技術文献として提出してください。

※ 公開済の特許文献の場合は提出を省略できます。

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術] 要記入： PCT 申請 再/新規申請

特許出願（出願日）、論文等（発表日）	本発明との差異、本発明の優位性

新規申請（PCT 新規、移行再/新規申請）の場合は必ず記入してください。申請機関による申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願日前の発表がない場合には、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等を記入してください。非特許文献は全文の写しを添付してください。

[他者の公知技術・従来技術 調査結果] 要記入： PCT 申請 再/新規申請

特許出願（出願日）、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載してください)	本発明との差異、本発明の優位性
使用データベース名： 検索期間： 検索式：	
	検索したデータベース名、検索期間、キーワードを記入してください。
使用データベース名： 検索期間： 検索式：	
	非特許文献は全文の写しを添付してください。入手困難な場合は該当箇所の写しを添付してください。

様式1：発明概要の補足(2) (PCT)

3. 出願希望国と実用化計画 [移行希望国と外国出願の必要性]

- 国名には**PCT**と記載してください。

[移行希望国と外国出願の必要性]

要記入： PCT申請 継続申請 再/新規申請

※PCT申請：国名にはPCTと記載してください。

※指定国移行申請：支援を希望する国名を、7ヶ国を上限に記載してください。(欧州特許(EPT)の記載は不要です。欧州は具体的な国名を1行に1か国でご記載ください。)EPCを經由せずに、PCTから欧州各国への直接移行を希望する際には、事前に公募要領記載の「1.0.お問い合わせ先」までご連絡ください。

※欧州単一効特許を希望する場合の国名欄には、「UP (独・仏・伊・蘭)」のように事業展開を計画するUPCA批准国について4ヶ国以上を内訳として記載してください。なお、審議の結果UPへの支援を見送る場合でも、申請機関が希望したUPCA批准国数ヶ国への移行を支援する場合があります。

希望順	国名	活動状況	契約企業又はライセンスの想定企業
1	PCT	(選択してください)	
2		(選択してください)	
3		(選択してください)	
4		(選択してください)	
5		(選択してください)	
6			
7			
①有用性 -従来技術・競合技術に対する、「応用が期待される用途」についての本技術の優位性			

契約企業又は交渉先について、相手先企業名と国籍を記入してください。具体的な企業名を伏せても構いませんが、相手先の所属国については情報提供をお願いします。
現地企業に対するライセンス活動だけでなく、日本企業との共同事業により当該国での事業展開が見込まれる場合も記入してください。

UPを希望する場合は「UP (独・仏・伊・蘭)」のように、UPCA批准国をカッコ書きで記載してください。電子公募システムではUPのみを選択してください。

審査委員会までの流れ（PCT・指定国）

■ JST担当調査員による発明ヒアリング

必要に応じて特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等も

■ 審議資料の作成

JST担当調査員は、申請内容に基づく先行技術調査及び申請機関への発明ヒアリングの結果から、発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポート（審査委員会の4週間程度前までに作成）

■ 知的財産審査委員会による審議資料の査読

審査委員会日の1週間前を目安に査読コメントをお知らせ

（査読コメントに対し、審査委員会の2営業日前の正午までに追加資料を提出可）

■ 審査委員会

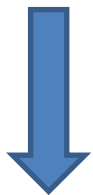
申請機関の担当者がWeb参加（発明者もWeb参加可）

※ PCT出願期限の約2ヶ月前に設定。早期審議希望の場合は、申請時に申告してください。

※ 開催日の5～6週間前までに電子公募システムにログインして参加登録してください。

審査委員会当日の流れ(PCT・指定国)

1: プレゼンテーション (7分)



1-1: 特許性・有用性

発明の内容について簡潔に説明

先行技術を踏まえた特許性、必要に応じて補正案について説明

先行技術や競合技術に対する本発明の優位性について説明



1-2: 実用化に向けた展開

想定される製品の市場、それに向けた検討や研究の進展等について説明

技術移転の計画や進捗等、準備状況について説明

2: 質疑 (13分)



審査委員より特許性、有用性等について質問

申請者より回答(JST担当調査員は補足)

3: 審議



申請機関が退出後、支援の可否を審議

(指定国移行の場合、支援する国を決定)

4: 結果速報 (電話等)

JST担当調査員より、審査委員会の結果を電話等で通知

※申請時の連絡先と異なる通知先を希望の場合は、事前にお声がけください

審査の観点 (PCT)

審査の対象は、

発明の内容そのものではなく、申請機関による国内特許に基づく、
海外出願の内容及びその活用計画・見通し

審査の観点は、

申請する特許について、どのように実用化したいと考えて、動いているか

- 特許性 (新規性・進歩性) に重大な懸念がないか
 - ・先行技術に照らし特許性を確保できるか、懸念がある場合に補正の見通しが立つか
- 特許を 活用する際に必要十分な権利範囲、排他性 が確保できるか
 - ・必要な実施例は記載されているか、不足している場合に補正の見通しが立つか
- 実用化に向けた今後の見通し が示され、実現の可能性があるか
 - ・技術移転先企業の候補を絞り込みコンタクトしているか／コンタクトをする計画があるか
 - ・競合技術に対する優位性を示すデータが取得されているか／取得する計画があるか
 - ・効果、性能、安全性等について検証がなされているか／検証する計画があるか

申請～審査について

- PCT出願支援
- 指定国移行支援

申請時の主な提出資料（指定国）

■ 電子公募システムで作成する申請書

※PCT出願支援で不採択 **(再申請)**

PCT出願支援へ申請せず指定国移行から **(新規申請)**

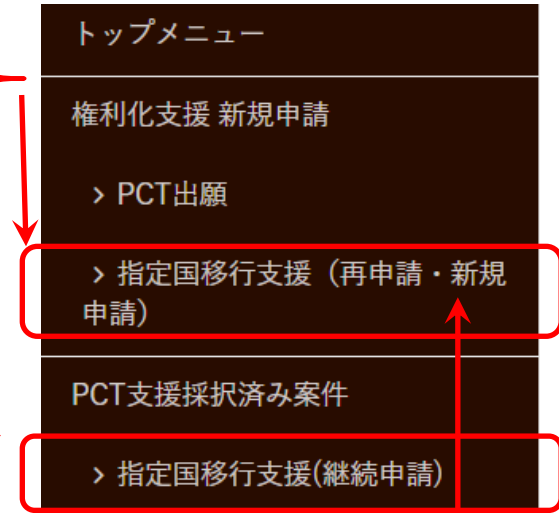
※PCT出願支援で採択 **(継続申請)**

■ 添付ファイル

※ファイルは、1つの圧縮ファイルにまとめて添付

- 様式1: 発明概要
- 様式2: 技術移転体制等の概要 または
- 様式4: ベンチャー起業の概要
- 基礎出願の出願書類一式 **※新規申請**
- 先行技術文献
- PCT出願の出願書類一式
- 国際調査報告及び国際調査機関の見解書
- ※国際予備審査請求を行った場合、それ以降に特許庁へ提出・受領した書類も提出
- ※国内特許査定で代替する場合、出願審査請求以降に特許庁へ提出・受領した書類も提出
- 技術移転が進められている傍証となる文書

(電子公募システム)



「指定国移行支援(再申請・新規申請)」
にR5年4月より変更予定

様式1：発明概要の補足(1) (指定国)

2. 申請前調査結果

- ・ 申請に当たっては、事前調査が必要です。
- ・ ここに記載した文献を、先行技術文献として提出してください。
- ※ 公開済の特許文献の場合は提出を省略できます。
- ※ **継続申請**であり、PCT出願支援申請時と**文献が変わらない場合は記載不要**です。

2. 申請前調査結果

[発明者が出願前に発表した最も近似する技術] 要記入： PCT 申請 再/新規申請

特許出願（出願日）、論文等（発表日）	本発明との差異、本発明の優位性
←	←
←	←
←	←

新規申請（PCT新規、移行再/新規申請）の場合は必ず記入してください。申請機関による申請前調査が行われていない場合、受理できないことがあります。出願日前の発表がない場合には、出願後でも構いませんので、発明者自身の最も関連の深い論文等を記入してください。非特許文献は全文の写しを添付してください。

[他者の公知技術・従来技術 調査結果] 要記入： PCT 申請 再/新規申請

特許出願（出願日）、文献等 (同一の技術・製造法等に関するものは、まとめて記載してください)	本発明との差異、本発明の優位性	
使用データベース名： ←	検索期間： ←	検索式： ←
←	←	←
←	←	←
←	←	←

検索したデータベース名、検索期間、キーワードを記入してください。

使用データベース名： ←	検索期間： ←	検索式： ←
←	←	←
←	←	←

非特許文献は全文の写しを添付してください。入手困難な場合は該当箇所の写しを添付してください。

様式1：発明概要 の補足(2) (指定国)

■ 3. 出願希望国と実用化計画 [移行希望国と外国出願の必要性]

- ・ 支援希望国を、**7ヶ国を上限**に記載してください。
 欧州特許(EP)の記載は不要です。欧州は具体的な国名を1行に1か国でご記載ください。
- ・ EPC締約国への特許出願の支援は原則EPC経由を対象とします。
 PCT→各国の直接出願を希望の場合、事前に公募要領「10.お問い合わせ先」までご連絡ください。
- ・ **UP希望**の場合は、UP(独・仏・伊・蘭)のように**UPCA批准国4カ国以上を内訳として国名欄に記載**してください。

審議の結果、UP支援を見送る場合でも、UPCA批准国数カ国個別に移行支援する場合があります。

希望順	国名	活動状況	契約企業又はライセンスの想定企業
1		(選択してください)	
2		(選択してください)	
3		(選択してください)	
4		(選択してください)	
5		(選択してください)	
6			
7			
①有用性 -従来技術・競合技術に対する、「応用が期待される用途」についての本技術の優位性			

契約企業又は交渉先について、相手先企業名と国籍を記入してください。具体的な企業名を伏せても構いませんが、相手先の所属国については情報提供をお願いします。
 現地企業に対するライセンス活動だけでなく、日本企業との共同事業により当該国での事業展開が見込まれる場合も記入してください。

UPを希望する場合は「UP(独・仏・伊・蘭)」のように、UPCA批准国をカッコ書きで記載してください。電子公募システムではUPのみを選択してください。

「国際調査報告及び国際調査機関の見解書」の補足

- ・ 指定国移行支援申請では、国際調査機関からの見解書の提出が必要
 - ・ 継続申請及び再申請では、PCT出願段階での審議における知的財産審査委員会からの条件やアドバイスを反映してPCT出願されたことを想定
 - ・ 実際に行われたPCT出願について、国際調査機関の見解書にて、主要な請求項で特許性(新規性、進歩性、産業上の利用可能性)が認められていることが必要
 - ・ もし、主要な請求項すべてで特許性に否定的見解が残る場合は、必要に応じて、権利範囲等の補正※を行ったうえで、国際予備審査請求を行い、否定的見解を解消することが必要
- ※ 過剰な数値限定、請求内容の減縮補正により、著しく権利範囲が限定されることのないよう留意
- ・ 令和4年度から、国際予備審査報告書に代わり国内特許査定を提出可能

技術移転が進められている傍証の補足(1)

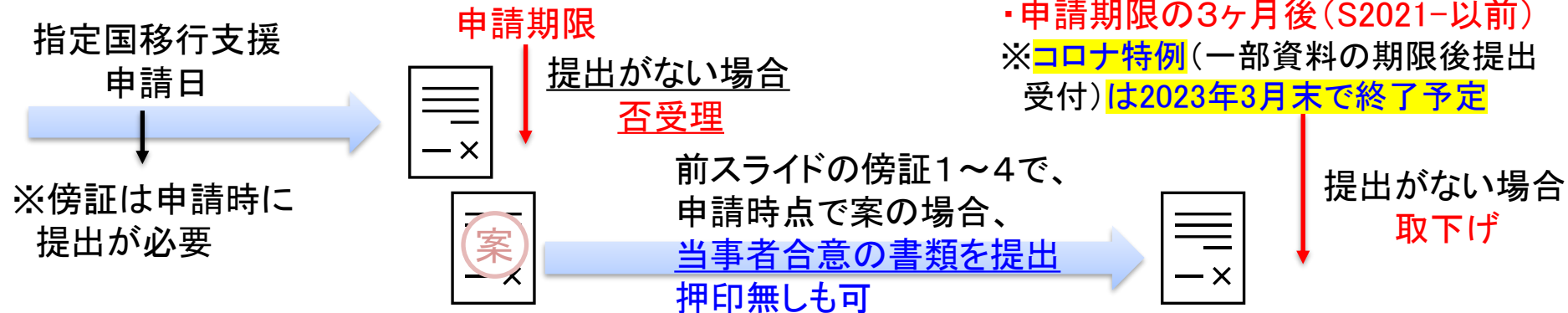
- 指定国移行支援申請では、その研究成果の実用化がまさに進展途上にある等の技術移転活動がなされている傍証となる文書の提出が必要

【申請を可とするもの】

1. 当該発明に関する民間企業等との実施許諾契約書類
2. 当該発明に関する民間企業等との共同研究契約書類
3. 当該発明に関する民間企業等との試料提供契約書類 (Material Transfer Agreement)
4. 当該発明に関する民間企業等とのオプション契約書類
5. 特定の企業との連携以外で技術移転を目指す場合、実用化に向けた活動の進展等が合理的に説明され得る書類
6. 申請添付様式4 (申請機関にてベンチャーを設立することにより実用化を目指す場合)
7. 当該発明に関する民間企業等との秘密保持契約 (Non-Disclosure Agreement)
※TLO 等の技術移転活動の委託に関するものは対象外
8. その他、当該発明に関して何らかの収入が発生していることを証する書類

技術移転が進められている傍証の補足(2)

■ 提出締め切り



※前スライドの傍証7(NDA)は、
押印済の書類を提出

■ 必須記載項目

申請案件と該当文書の関係を確認するため、以下の情報が必要



- ・ 当該特許の利用の有無(出願番号・特許番号等の記載の有無)
- ・ 当該特許を利用する研究開発・技術開発の内容
- ・ 文書の有効期間
- ・ 相手先が民間企業等であるか否か 等

審査委員会までの流れ（PCT・指定国）

※PCT出願支援段階と基本的に同じ

■ JST担当調査員による発明ヒアリング

必要に応じて特許性・有用性に関する調査結果及び権利化や活用のための助言等も

■ 審議資料の作成

JST担当調査員は、申請内容に基づく先行技術調査及び申請機関への発明ヒアリングの結果から、発明内容の明確化、特許請求項の整理、市場性調査等、資料作成の準備段階をサポート（審査委員会の4週間程度前までに作成）

■ 知的財産審査委員会による審議資料の査読

審査委員会日の1週間前を目安に査読の結果をお知らせ

（査読結果に対し、審査委員会の2営業日前の正午までに追加資料を提出可）

■ 審査委員会

申請機関の担当者がWeb参加（発明者もWeb参加可）

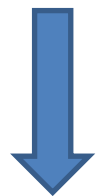
※ PCT出願期限の約2ヶ月前に設定。早期審議希望の場合は、申請時に申告してください。

※ 開催日の5～6週間前までに電子公募システムにログインして参加登録してください。

審査委員会当日の流れ(PCT・指定国)

1: プレゼンテーション (7分)

※PCT出願支援段階と基本的に同じ



1-1: 特許性・有用性

発明の内容について簡潔に説明
先行技術を踏まえた特許性、必要に応じて補正案について説明
先行技術や競合技術に対する本発明の優位性について説明



1-2: 実用化に向けた展開

想定される製品の市場、それに向けた検討や研究の進展等について説明
技術移転の計画や進捗等、準備状況について説明

2: 質疑 (13分)



審査委員より特許性、有用性等について質問
申請者より回答(JST担当調査員は補足)

3: 審議



申請機関が退出後、支援の可否を審議
(指定国移行の場合、支援する国を決定)

4: 結果速報 (電話等)

JST担当調査員より、審査委員会の結果を電話等で通知
※申請時の連絡先と異なる通知先を希望の場合は、事前にお声がけください

審査の観点（指定国）

審査の対象は、

PCT出願の内容及び技術移転の進捗状況、各国への移行計画

審査の観点は、

PCT出願支援時の条件や懸念が解消され、実用化に向けて進捗しているか

— 特許性（新規性・進歩性）が確保されているか

- ・PCT出願支援時の条件を満たしているか、懸念が解消されているか
- ・必要な権利範囲、排他性が確保されているか

— 実用化に向けて進捗しているか

- ・PCT出願支援時の条件を満たしているか
- ・技術移転に向けて、企業と具体的な連携を進めているか
- ・競合技術に対して優位性を確保しているか
- ・効果、性能、安全性等について検証がなされているか

— 出願希望国における市場性や技術・製品輸出の可能性はあるか

- ・出願希望国にて活用の可能性があるか

支援中・支援終了について

支援中・支援終了

- ・ 採択された案件は、基礎出願日から8年超にわたり支援が継続
- ・ 支援中は技術移転状況及び支援の効果の把握のため、調査にご協力ください。
 - －ライセンス活動状況等調査
 - －権利化進展状況調査
- ・ 支援終了のタイミングは以下の通り
 - －技術移転活動の進捗に基づきJSTが支援を継続しないと判断したとき
 - －支援国における特許を受ける権利又は特許権が第三者へ譲渡されたとき
 - －特許権の消滅、無効等が確定したとき
 - －申請機関が支援の終了を希望したとき
- ・ 申請機関が支援終了を希望する場合、終了申請が必要
令和4年度以降の新規申請より、支援費の返還を廃止しました。
令和5年度より、支援継続中の案件について契約変更覚書を締結の上、支援費返還請求は行わない予定です。
- ・ 大学等から大学等へ権利譲渡する場合、本契約も受け手側の大学が承継可
令和5年度以降の譲渡より、支援費の返還義務の承継無しに変更する予定です。

お問い合わせ

権利化支援



国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Phone : 03-5214-8413

FAX : 03-5214-8476

E-mail: kenri@jst.go.jp (権利化支援)



ご視聴ありがとうございました。



科学技術振興機構